



1. 社会問題化している自転車事故

2005年に起きた自転車事故件数がなんと183,653件になりました。

自転車は買い物や通勤・通学などに多く利用されています。しかし、運転を安易に考えがちになり、自転車に搭乗している当事者のほとんどが、法令やルールを守るという意識は残念ながら薄いように思われます。

自転車は対自動車から見ると交通弱者となります、対歩行者から見ると交通強者となり、自転車側が加害者となるケースが増えています。

自転車は道路交通法上、軽車両となり、自動車に準じた規則が適用されます。

酒気帯び運転や携帯電話を操作しながらの運転も立派に道路交通法上の違反となります。

例えば

* 車道の左側を通行しないと…

[3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金]

* 夜間の無灯火運転は…

[5万円以下の罰金]

* 「とまれ」の標識で一時停止して安全確認をしないと…

[3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金]

* 歩道で歩行者を優先しないと…

[2万円以下の罰金または料料]

* お酒を飲んで自転車に乗ると…

[3年以下の懲役または50万円以下の罰金]

と重い処罰となります。

また、歩行者をはねてケガをさせ損害賠償を請求されるケースも目立ってきています。

* 携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた16才の女子高校生に背後から衝突され、重い後遺障害が残った57才の女性に対し、約5,000万円の支払いを命じた。

* 人通りの多い歩道を自転車で走行中の16才男子が歩行中の61才女性のショルダーバッグの肩ひもの自転車のハンドルが引っかかり歩行者は転倒し大腿骨骨折の重傷を負った事故で1,740万円の支払いを命じた。

* 夜間、ライトを備えていない自転車で、自転車歩行者専用道路を通行中に、わき見により前方にいた歩行者に衝突し、重い後遺障害を負わせ4,000万円の支払いを命じた。

など高額の民事訴訟となるケースも増加し、賠償金の支払いに苦慮している例が後を絶ち

ません。

ここで、自転車利用時の基礎知識確認テスト（別紙）を同封しましたので、ご利用していただきたいと思います。

解答は

- 1 (1) ア (2) ウ (3) イ (4) ア
- 2 (1) ア (2) イ (3) ウ (4) ウ (5) ア
- 3 (1) イ (2) イ (3) オ (4) ウ

問3の(4)の事例は、平成6年の名古屋地裁における判例です。この事例では損害賠償額は次のように判断されました。ただし、ここに示した金額は概算となります。

| | | | |
|--------|--------|------|----------|
| 治療費 | 約350万円 | 付添費 | 約 50万円 |
| 入院雑費 | 約 10万円 | 休業損害 | 約 180万円 |
| 慰謝料 | 約160万円 | 逸失利益 | 約 200万円 |
| 後遺症慰謝料 | 約200万円 | 合計 | 約1,150万円 |

自転車が加害者となった事故の場合に、損害賠償金を支払う保険商品は、個人賠償保険になります。個人賠償保険は同居の親族全員が該当します。

一億円の保険金額で年間保険料が2,000円と格安の保険料となります。

補償内容も自転車事故による賠償だけではなく

* 飼い犬が他人に噛みつきケガをさせた。

* 子どもが野球で遊んでいる最中によその家の窓ガラスを割った。

* 買い物中に誤って商品を落とし破損させた。

* 子ども同士のケンカにより他人の子どもにケガを負わせた（大人のケンカは補償外）

* 子どもが他人の自動車にキズをつけた。

* 2階の窓に置いてあった花鉢が落ちて通行人（第三者）にケガをさせた。

* 自宅の雪が落ち通行人（第三者）にケガをさせた。

* 来客に出した食事によって食中毒をおこさせた。

* ゴルフプレー中打ち損じてゴルフボールが他人に当たりケガをさせた。

* スキー滑降中に誤ってリフト待ちの列に突っ込みケガをさせた。

などによる損害賠償金をお支払いする、幅の広い補償内容となっています。

また、家族傷害保険や積立傷害保険、火災保険、自動車保険で特約にて加入することもできます。この場合、保険料は半額程度になります。

特に家族傷害保険に個人賠償責任保険を特約で付けた場合。家族全員のケガによる補償と第三者への賠償責任補償が得られ、学生向きの自転車保険や、学生総合保険などにその都度加入する必要はなくなります。一家のお守り保険としてお役に立てることでしょう。

2. 地震保険料見直し

地震・噴火や津波などで壊れた家や家具などを補償する地震保険の保険料が、制度発足以来初めて抜本的に改定されます。

損害保険料率算出機構が5月19日に金融庁に見直し案を届けました。保険料は全国平均で7.7%の引き下げとなります。

地震保険料は、今まで過去500年間に起きた375件の地震の規模や位置をもとに各地の危険度を評価してきました。

新方法は、政府の地震調査研究推進本部が昨年3月に公表した予測値を採用。地質調査などに基づいた、全国約73万戸での地震の発生確率をもとに計算しています。

山形県の場合、木造建築で39%も引き下げられ、保険金額1千万円当たりで6,500円もの保険料が安くなります。

早ければ年内にも改訂の予定となっていますが、まだスケジュールは決まっていません。

3. 投資入門講座

投資効果を高めるためには、複利の効用をしっかり利用する事を前回お話ししました。

それと同様に大事なことがアセットアロケーション（資産の分散）といえます。

アセットアロケーションは資産運用には欠かすことのできない言葉となりますので、ぜひ覚えていただきたいと思います。

運用の専門家のほとんどは投資リターン（収益）がプラスになった要因はアセットアロケーションの効果と考えています。個別の銘柄の選択や投資タイミングの効果と考えている専門家はごく少数となっています。

アセットアロケーションをすることにより投資リスク（投資の世界ではぶれ幅をいいます）を軽減し、より安定的なリターンを得ることができます。

☆アセットアロケーションを考える手順は…

①次の項目を決定します。

* ゴールの設定

* 運用可能期間

* リスクの許容度

②各個人のリスクの度合いに応じて、最も効率の良いリターンが得られるアセットクラス（資産クラス：国内外株式、国内外債券、短期金融商品、オルタナティブ金融商品など）に分散選択します。

③決定したアセットクラスの中で個別の金融商品を選定していきます。

☆見直しの重要性

アセットクラスによりそれぞれの運用結果は変わってきます。

今年実績のよかつたものが翌年は実績が悪かったり、また、その逆のパターンもあります。アセットアロケーションの見直しとは、運用の結果により変わったアセットクラスの組み合わせの比率を当初の運用方針に沿った効率のよい組み合わせに戻すよう調整する事です。

これを「リバランス」と呼んでいます。

リバランスの目的はアセットクラスの構成比率が変わることにより、リスクが増大することを防ぐ効果を得ることにあります。

リバランスを行う際は次の点を考慮しましょう。

①家計の状況が変わっていませんか。

②当初決定したアセットアロケーションは現在もあなたに適していますか。

③見直しの時に税金や手数料をとられていませんか。

④現在の比率は、どのくらい当初の設定から外れているのでしょうか。

4. 教育費の効率的な積立方法とは…

ライフプランを作成していくと、子どものいる家庭では、子どもが大学入学年から卒業年までの家計の収支は赤字となる場合がほとんどです。

家計のリスクが顕在化しているので、そこに向かって積立を実行しているのが一般的です。
特に利用されているのが、各保険会社や郵便局で扱っている学資保険や子ども保険となります。

しかし、長引く低金利政策により予定利率が低く、積み立てた（支払った）金額に対し受け取る保険金が下回る保険会社がほとんどとなっています。

子どもの教育費積立＝学資保険という短絡的に考えるのではなく、積立効率（返戻率の高さ）や意味を考える必要があります。

何で学資保険なのかと言えば、単なる教育費の積立であれば単なる定期積金などの積立でも目的は達成できますが、途中で親に万が一の事が発生（例えば死亡など）したときに、子どもの教育費をしっかり確保できる仕組みが保険となります。

さらに積立効率（返戻率の高さ）がよければ「鬼に金棒」となります。

ここで、お奨めの商品はあいおい生命保険の「低解約返戻金付積立利率変動型終身保険」の保険料短期払プランです。

この商品は保険料払込中の解約返戻金を従来型の70%にすることで割安な保険料と払込終了後の高い返戻率（パンフレット参照）を実現しました。

返戻率と保障の効率からみて、普通の学資保険より優れています。返戻率が高いので学資のための積立だけではなく、様々な積立ニーズにお使いできます。

また、積立利率1.75%が最低保障され、かつ、市場金利によって増加保険金額が発生し、解約返戻金も増加しますので、市場金利上昇局面に最適な商品となります。

5. 45才までのマネー＆保険講座 好評開催中！

マネー教育を受けるメリットは

- ①収益機会をしっかりとつかむことができる→より大きな収益が得られる。
- ②生命保険の生涯負担が半分以下になることもあります。損害保険の無駄も省ける。

| | | | | |
|-----|-------|---|----------|---------|
| 日 時 | 6月コース | / | 6月24日(土) | 午後2時～4時 |
| | 7月コース | / | 7月22日(土) | 午後2時～4時 |

(いずれも午後1時30分より受付開始)

場 所 山形ビッグウィング4階会議室

お申し込みは下記の連絡先へ、お申し込みの方には受講票を送らせていただきます。

各コースとも10名様限定となりますので、お申し込みはお早めに。



発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 スタッフ：木村正照、阿部信、高橋治子、深瀬幸子、多田恵子

〒994-0054 山形県天童市荒谷2589

TEL 023-654-8831 FAX 023-654-8832

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp